



子育ての基盤となるのは家庭であり、
それを取り巻き、支えるのが地域です。
出産、子育ての不安や負担をできるだけ軽減し、
家庭・地域のみんなが

“この世羅町で、子育てをしたい！”

そんな思いにあふれる町づくりをめざしていきます。

このハンドブックが生活に密着したものとなり、
子育てにおけるガイドの一つになれば幸いです。

子育て世代包括支援センター ♡ だっこのご紹介

子育て世代包括
支援センター

♡だっこ♡

世羅町

【子育て世代包括支援センターとは】

世羅町で子育てをする方々が、妊娠期から子育て期を安心して楽しく過ごすことができるよう、一人ひとりに寄り添い切れ目なく育児のお手伝いをします。マタニティ教室や助産師相談、乳幼児健診や広場等のサービスを提供すると共に、必要に応じて保育所や認定こども園等地域の関係機関と連携しサポートをしていきます。

【場所・受付時間】

世羅町子育て世代包括支援センター♡だっこ♡
(世羅保健福祉センター内 子育て支援課)

☎ 0847-25-0295

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みします)

♡だっこ♡では、こんなことができます！

- ・身体測定
- ・離乳食に関する相談
- ・予防接種に関する相談
- ・成長発達に関する相談
- ・子育てサービスの利用、情報提供
など

気になる事があれば、
お気軽にご相談ください。
皆さまの子育てを応援します！

もくじ



第1章

～親子のすこやかな成長をサポートします～

「子育て世代包括支援センター★だっこ★」・1

1. 妊娠したら

妊娠届出・母子健康手帳の交付	4
妊娠中の健康診査	4
マタニティ教室・マタニティヨガ教室	4
妊娠後期面談	4
思いやり駐車場利用証交付制度	4
出産・子育て応援交付金	6



2. 赤ちゃんが産まれたら

出生届	5
児童手当	5
はぴはぴ祝金（出産祝金支給事業）	6
乳幼児・児童医療費支給制度	7
出産育児一時金	7
未熟児養育医療制度	7
こんにちは赤ちゃん訪問事業	8
赤ちゃんの健康管理	8
産婦健診	8
助産師なんでも相談	8
産後ケア事業	9
ほんわかマッサージ	9
乳幼児健康診査	9
離乳食教室	10
チャイルドシート貸出事業	10
予防接種	11・12

第2章

～子育てしやすい環境をサポートします～

1. 子育て家庭への支援に関すること

子育て家庭家賃補助金	13
子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業	13

2. 在宅子育て支援・仲間づくり

子育て支援センター	14
子育て広場	15
在宅子育てサポート事業	15
子育て支援アプリ	
「せらっこ★だっこ」	16
「世羅町で、楽しい子育てを考える会」	
実行委員会～せらはぐ～	17

3. 働く保護者のために

保育所・認定こども園一覧	18
保育所・認定こども園等の入所・入園の 手続きについて	19
地域子ども・子育て支援事業 （延長保育・乳児保育・病児保育・一時預かり）	20
幼児教育・保育の無償化	20
放課後児童クラブ	21

4. 急用ができた時・ リフレッシュしたい時

園庭開放	22
一時預かり	22
ファミリー・サポート・センター	22
子育て短期支援事業	23

5. 何でも相談してください

育児相談	23
健診事後相談	23
母子保健推進員	23
民生委員・児童委員	23
不妊に関する相談窓口	24
特定不妊治療費助成事業	24
不妊検査費等助成事業	24
発達に関する相談窓口	25
親子教室	
・ぐんぐん	25
・ゆったり会	25
・赤ちゃん教室	25
サポートファイル	26
児童発達支援事業・放課後等デイサービス	26
特別児童扶養手当	26
身体障害者手帳・療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	26
就学に関する相談	27
養育支援訪問事業	27
児童虐待についての相談	28
子育てに関する相談窓口	28

6. ひとり親になったら

ひとり親家庭等医療費支給制度	29
児童扶養手当	30
経済的な支援	
・保育料の軽減	31
・自立支援教育訓練給付金事業	31
・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	31
・高等職業訓練促進給付金事業	32
・ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	32
ひとり親家庭日常生活支援事業	32

7. 町内小学校・中学校の紹介

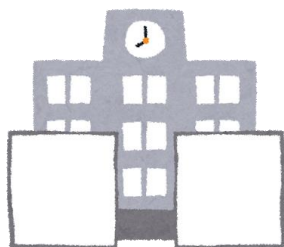
町内小学校一覧	33
町内中学校一覧	33
就学援助費	34
就学奨励費	34

8. まなびの場

図書館	35
ブックスタート事業	36
セカンドブック事業	36
スポーツ・教室	37

資料編

各申請手続き一覧	39
申請場所位置図【所在地】	40
役場各課一覧	41
町内小学校・中学校一覧	41
町内医療機関一覧	42
項目索引	43



第1章

～親子のすこやかな成長をサポートします～

1. 妊娠したら

まずは医療機関を受診しましょう。



【妊娠届出・母子健康手帳の交付】

母子健康手帳はお母さんとお子さんの健康の記録として大切なものです。早い時期からの健康管理を心がけ、妊娠がわかっただけでなるべく早く届出をしましょう。健診や相談を受ける時には必ず持参しましょう。

〈時間〉 8時30分～17時15分

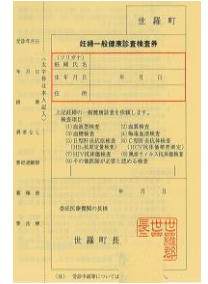
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

〈交付場所〉 世羅保健福祉センター内 子育て支援課

【妊娠中の健康診査】

妊婦健診は、妊娠した女性とおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをみるためのものです。次のような間隔で受けましょう。町では、以下の助成券を交付しています。

- ・妊婦一般健康診査検査券（1回分）（HTLV-Ⅰ検査を含む）
- ・妊婦一般健康診査補助券（14回分）
- ・子宮頸がん検診受診券（1回分）
- ・クラミジア検査受診券（1回分）
- ・新生児聴覚検査受診票（1回分）
- ・乳児一般健康診査受診票（2回分）
- ・妊婦歯科健康診査受診票（1回分）
- ・産婦健康診査受診票（2回分）



母子健康手帳と助成券を持参のうえ、県内の医療機関で受診してください。

※県外の医療機関で受診する場合は、事前に子育て支援課へお問合せください。

（妊婦健診の受診間隔）

妊娠23週（妊娠6か月）まで	4週に1回
妊娠24週～35週（妊娠7～9か月）	2週に1回
妊娠36週（妊娠10か月）以降	週に1回

【マタニティ教室（両親学級）・マタニティヨガ教室】

助産師、運動指導士、保健師等が妊婦とご家族を対象に、妊娠、出産、育児についての教室を行います。

〈時間〉年6回 9時30分～11時30分 〈場所〉世羅保健福祉センター

※母子健康手帳の交付時に詳しい案内を配付します。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【妊娠後期面談】

保健師が妊娠8か月前後に妊婦と面談し、出産後のサービスの情報提供や相談に応じます。面談された方には、絵本等のプレゼントを用意しています。

【思いやり駐車場利用証交付制度】

妊産婦や障害のある人など、車の乗降や歩行が困難な人に対して、公共施設などに「思いやり駐車場」として登録された専用駐車スペースを利用するために必要な「利用証」を交付しています。



〈お問合せ先〉 福祉課 ☎0847-25-0072
子育て支援課 ☎0847-25-0295

2. 赤ちゃんが生まれたら



赤ちゃんのご誕生、おめでとうございます。
すこやかな成長をお祈りしています。



☆ご出生の際の手続きについて

【出生届】

赤ちゃんが生まれた日を含めて**14日以内**に世羅町役場町民課町民係又は、せらにし支所生活課へ**出生届**を出しましょう。

出生届に必要な物

- ①出生届（出生証明書に証明されたもの） ②母子健康手帳 ③届出人の印鑑

【児童手当】

児童を養育している方に支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健やかな育ちに資することを目的とする制度です。

◆支給対象者

0歳から中学校修了前（15歳になった後の最初の3月31日）の児童を養育している方に支給されます。

◆支給額

児童手当（所得制限限度額未満）			特例給付 （所得上限限度額未満）	所得上限限度額以上
3歳未満	一律	月額 15,000円	一律 月額 5,000円	0円
3歳以上	第1子・第2子	月額 10,000円		
小学校修了前	第3子以降	月額 15,000円		
中学生	一律	月額 10,000円		

※所得制限限度額・所得上限限度額（令和4年6月新設）は、扶養親族等の人数によって国の基準が設定されています。

◆支払い時期

年3回（4か月分）支給（6月：2～5月分／10月：6～9月分／2月：10～1月分）

◆請求に必要な書類

- ①印鑑 ②健康保険被保険者証の写し ③マイナンバーカードまたは通知カード
④請求者の銀行等の口座番号が確認できる書類（預金通帳の写しなど）

出生等で支給対象児童に変更があった場合は「額改定認定請求書」の提出が必要になります。必要な書類は子育て支援課又は、せらにし支所生活課にあります。

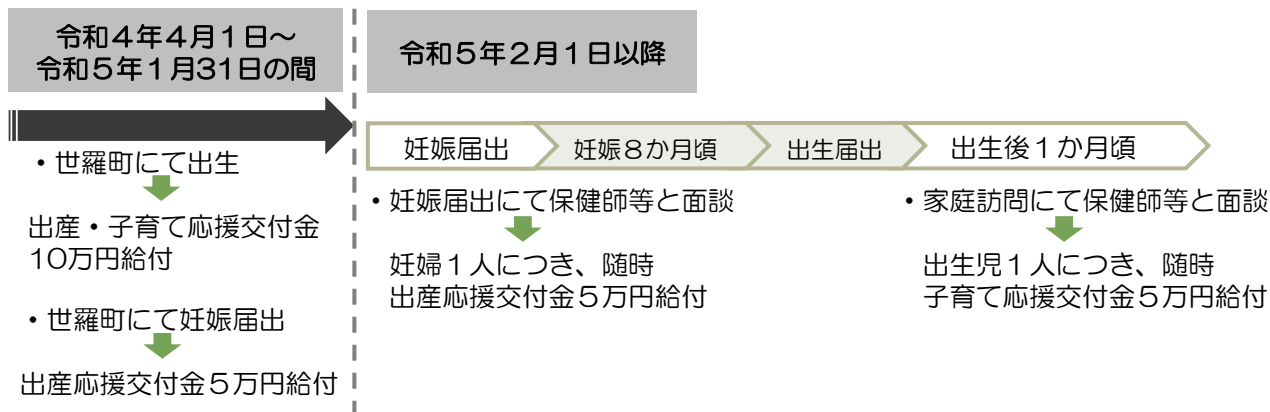
〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【出産・子育て応援交付金】

国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づく令和4年度第2次補正予算において、新たに「出産・子育て応援交付金」が創設されました。給付の受付は、令和5年2月1日より開始しております。給付をご希望の方は、面談時に配布される申請書にご記入の上、子育て支援課窓口又は、郵送にて申込みください。

1. 出産・子育て応援交付金の給付イメージ図



2. 申請方法

申請書にご記入の上、子育て支援課窓口又は、郵送にて申請ください。
※申請書を紛失された方は、ご相談ください。

3. 交付金の振込先

出産応援交付金：妊娠届出をした妊婦名義の口座
子育て応援交付金：出生した児の養育者名義の口座（児童手当の口座）
※入金は、申請受付日から約1か月後です。

4. 参考

厚生労働省ホームページ
妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施
（出産・子育て応援交付金）について



〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【はぴはぴ祝金（出産祝金支給事業）】

次代を担う子どもの誕生を祝福すると共に子どもの健全な育成と子育てを行う保護者を支援するため支給されます。

◆支給対象者（以下の要件をすべて満たしている方）

- ①新生児の父又は母となった方（死産をのぞく）
- ②出生の6か月前から、世羅町の住民基本台帳に登録されている方
- ③引き続き世羅町内に居住する意思のある方

◆支給額

出生児1人につき、50,000円

◆申請方法

申請書にご記入の上、子育て支援課窓口にて提出ください。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【乳幼児・児童医療費支給制度】

乳幼児ならびに児童の疾病の早期発見と治療を促進し、健やかな育成を図ると共に、保護者（養育者）の負担軽減のため、乳幼児・児童医療費支給事業を行っています。

1. 支給対象者

- 乳幼児（出生から小学校就学前の年度末まで）※所得制限あり
- 児童（小学1年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）

2. 一部負担金

（入院外の場合）

- 医療機関等ごとに1日500円
（医療機関等ごとに月4回を限度とし、5回目からは負担なし）
※同一の医療機関で歯科診療と歯科診療以外の診療が行われた場合は、それぞれ別の医療機関での診療とみなします。
※保険薬局（院外処方）で薬剤の支給を受ける場合、及び補装具代については、一部負担金はありません。（ただし、補装具代などは手続きが必要です。）

（入院の場合）

- 医療機関ごとに1日500円
（医療機関ごとに月14日を限度とし、15日目からは負担なし）
※同一の医療機関で歯科の入院と歯科以外の入院が行われた場合は、それぞれ別の医療機関での入院とみなします。

3. 申請に必要なものと受付窓口

〈出生から14日以内に手続きを〉

必要なもの	受付窓口
<ul style="list-style-type: none">受給資格申請書対象児の保険証申請者及び配偶者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none">世羅保健福祉センター（健康保険課）せらにし支所（生活課）

※乳幼児医療費のみ、申請日の1月1日時点で保護者(養育者)の住民票が世羅町にない場合、「住民税課税台帳記載事項証明書」が必要な場合があります。
※転居や転出、加入保険を変更された場合も届出をお願いします。

【出産育児一時金】

分娩に直接要する費用のほか、出産前後に発生する費用の負担を軽減するため、医療保険から出産育児一時金（共済組合では出産費）が支給されます。

〈申請先〉 健康保険の加入先 〈申請期間〉 出産した翌日から2年間

※医療保険者が直接、出産された医療機関に対して出産育児一時金を支払う制度があります。
ご希望の方は、出産される医療機関にお問合せください。

〈お問合せ先〉 健康保険課 ☎0847-25-0134

【未熟児養育医療制度】

身体の発育が未熟のまま生まれ、入院を必要とする乳児で、指定養育医療機関の医師が治療を必要と認めた場合、その治療に必要な医療費の助成を行う制度です。

- （対象となる乳児）
- 出生時の体重が2,000g以下
 - 運動不安やけいれんなどの症状があるなど

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【こんにちは赤ちゃん訪問事業】

保健師や保育士が家庭を訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康や子育ての相談に応じます。
(対象) 世羅町に住所を有する生後4か月未満の乳児と産婦。
その他、必要に応じて、妊産婦や乳幼児の家庭訪問も行います。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【赤ちゃんの健康管理】

赤ちゃんが順調に育っているか、病気がないかなどを確認し、適切な治療や育児のアドバイスを受けられるよう乳児健診を実施しています。「母子健康手帳別冊」の「乳児一般健康診査受診票(無料券2回分)」を利用して県内の医療機関で1歳までに受診してください。

【産婦健診】

赤ちゃんを出産したお母さんの心と体は、出産の負担やホルモンのバランスの変化によって、普段と異なる状態になります。出産後は、心と体の状態を確認するために産婦健診を受けましょう。

1. 受診医療機関

県内の医療機関 (産婦人科)

2. 産婦健診の費用

健診1回当たり5,000円を上限として、町が負担します。(1回の出産につき2回まで。)
2回を越える健診や、1回の健診で5,000円を超えた分の費用は、本人負担となりますのでご注意ください。産後2か月まで受診できます。

※県内の医療機関で受診してください。県外の医療機関で受診する場合は事前に子育て支援課へお問合せください。

【助産師なんでも相談】

母乳やミルクの授乳の仕方や赤ちゃんの抱き方、体重の増えなどなんでも相談してください。

助産師によるアドバイスやケアを受けることができます。又、随時の相談や家庭訪問も可能です。

1. 対象者

妊婦さん～授乳が必要な赤ちゃんを育てている方

2. 実施日・時間

毎月1回・・・10時～15時まで

※1人あたり1時間程度 要予約

3. 開催場所

世羅保健福祉センター

4. 持参物

フェイスタオル3枚・おむつ・着替え・授乳クッション(お持ちの方はお願いします)
ミルクの方は哺乳瓶・ミルク式・母子健康手帳

〈申込み・お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【産後ケア事業】

出産後のお母さんが安心して子育てができるよう、助産師による乳房ケアや育児相談等を受けることができます。お母さんの心身の休養と体力回復のためのケアや、赤ちゃんの発育や発達の子エック、赤ちゃんの沐浴やおむつ交換や抱っこの仕方など、お母さんが自信をもって赤ちゃんと一緒に生活を送れるよう支援していきます。

利用の方法や期間、費用（利用料の負担があります）等の相談は、子育て支援課までお問合せください。

1. ケアサービスの種類

- 宿泊型：助産院に宿泊し、母と乳児のケアや授乳など育児の指導を受けます。
- 在宅型：助産師がご家庭に宿泊し、母と乳児のケアや授乳など育児の指導を受けます。
- 日帰り型：助産院に通い、母と乳児のケアや授乳など育児の指導を受けます。

2. ケアサービスのメニュー

- ・赤ちゃんの抱き方・授乳・沐浴・おむつ交換の指導
- ・母乳育児のためのマッサージや指導
- ・母の体力回復のための産褥体操・ハンドマッサージ・足浴
- ・各種の相談や情報提供
- ・食事の提供や衣類の洗濯

〈申込み・お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【ほんわかマッサージ】

童謡などを歌いながら、赤ちゃんと気軽にできるふれあいベビーマッサージを紹介します。

1. 対象者：概ね2か月の乳児～
2. 時間：10時～11時
3. 場所：世羅保健福祉センター

〈申込み・お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【乳幼児健康診査】

乳幼児健康診査として、4・10か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施しております。

項目	実施日	内容
4か月児 10か月児	毎月実施 (個別通知でご確認ください)	小児科診察・身体計測・問診・保健指導・ 栄養指導・歯科指導・個別相談(子育て相談)
1歳6か月児	年6回実施 (個別通知でご確認ください)	小児科診察・歯科診察・身体計測・問診・保健 指導・栄養指導・歯科指導・個別相談(子育て 相談)
3歳児	年6回実施 (個別通知でご確認ください)	小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・問 診・保健指導・栄養指導・歯科指導・聴力視力 検査・個別相談(子育て相談)

1. 受付時間：13時～
2. 場所：世羅保健福祉センター

〈申込み・お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【離乳食教室】

栄養士が生後4～5か月頃の赤ちゃんと保護者を対象に、離乳食の作り方や進め方についての教室を行います。

1. 時間：年6回 10時～11時30分
2. 場所：世羅保健福祉センター

※対象者には、4か月の乳児健診で詳しい案内を配付します。

〈申込み・お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【チャイルドシート貸出事業】

日本では、6歳未満の子どもを自動車に乗せる際に、チャイルドシートの着用が義務付けられています。お子さんの安全を図るため、事故による被害の防止、軽減を図るためにも、チャイルドシートを正しく使用しましょう。

世羅町社会福祉協議会で、乳児用・幼児用・学童用のチャイルドシートの貸出事業を行なっています。

1. 対象者：世羅町内に住所を有するもの
2. 貸出期間 6か月以内（特に必要と認める場合は最長1年以内）

※貸出期間が終了しましたら、速やかに返却をお願いします。

3. 種類・費用（クリーニング代として）

乳児用シート	生後10か月未満、体重10kg未満用	2,000円
幼児用シート	生後10か月から4歳まで、体重9kgから18kg以下用	2,000円
学童用シート	4歳から6歳まで、体重15kgから36kg以下用	1,000円

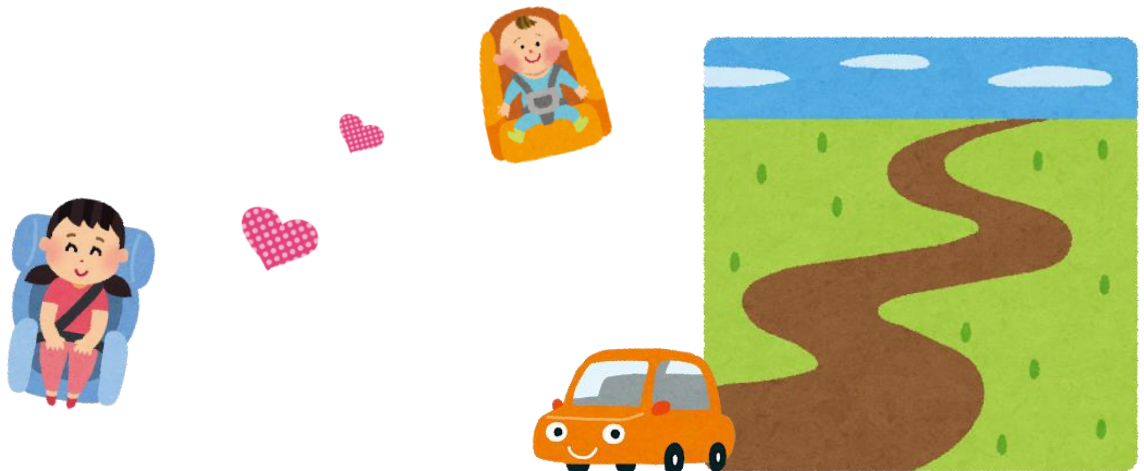
4. 貸出しに必要な手続き

事前に電話で貸出し状況をご確認のうえ、世羅町社会福祉協議会で手続きをしてください。

〈お問合せ先〉世羅町社会福祉協議会

本 所：世羅町大字西上原426番地3 ☎0847-22-3162

世羅西支所：世羅町大字小国3393番地（世羅町役場せらにし支所内）☎0847-37-1335



【予防接種】

町では、病気の予防に対して、予防接種を実施しています。お子さんの体調をみて必ず受けるようにしましょう。大人になってから必要な場合もありますので、母子健康手帳に予防接種の記録を必ずしましょう。

《定期予防接種》

予防接種の種類		予防接種の時期		接種場所
BCG		生後1歳に至るまでの間		指定 医療機関
四種混合 ・ジフテリア ・百日咳 ・破傷風 ・ポリオ	1期 初回	1～3回	生後3～90か月に至るまでの間	
	1期追加		生後3～90か月に至るまでの間 (1期初回(3回目)終了後、6か月以上間隔をあげる)	
	2期 (二種混合)		11～13歳未満	
B型肝炎	3回		生後1歳に至るまでの間	
麻しん・ 風しん混合	1期		生後12～24か月に至るまでの間	
	2期		5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	
日本脳炎	1期 初回	1回目	生後6～90か月に至るまでの間	
		2回目	生後6～90か月に至るまでの間	
	1期追加		生後6～90か月に至るまでの間 (1期初回終了後6か月以上(標準的におおむね1年以上)間隔をあげる)	
	2期		9～13歳未満(※1:P12へ)	
ヒブワクチン	1～4回		生後2～60か月に至るまでの間 (接種開始時期によって接種回数が変わります)	
小児用肺炎 球菌	1～4回		生後2～60か月に至るまでの間 (接種開始時期によって接種回数が変わります)	
子宮頸がん	3回		小学6年生～高校1年生にあたる女子(※2:P12へ)	
水痘 (みずぼうそう)	2回		生後12～36か月に至るまでの間	
ロタウイルス	2回または3回		生後6週から(初回接種は生後14週6日まで)	

※予診票・接種券は家庭訪問時・転入時にお渡しします。



※1【日本脳炎予防接種について】

日本脳炎は、平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれたお子さんで、第1期、第2期の接種を受けることができなかったお子さんは、20歳までの間に、定期接種として受けることができます。

※2【子宮頸がん予防接種について】

子宮頸がん（HPV）の予防接種については、平成25年から令和3年までの積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれ的女子の方は、令和7年3月31日まで定期接種として受けることができます。

又、9価ワクチンであるシルガード9については、令和5年4月1日より接種することができます。

《任意予防接種》

世羅町では以下の任意予防接種の助成を行っています。

おたふくかぜは予防接種の受診前に、子育て支援課窓口で助成受診券交付手続きを行ってください。

インフルエンザは直接、医療機関を予約・受診してください。助成額を超えた額は自己負担となります。

予防接種の種類		予防接種の時期	助成額	接種場所	事前手続き
おたふくかぜ	1回	1歳～就学前	6,000円／1回	指定医療機関	必要
インフルエンザ	1～2回	0歳～中学3年生まで	1,000円 (2回まで)		不要

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



世羅町子育て情報応援サイト
「子どもの予防接種について」



母子健康手帳は、子どもの予防接種歴等の重要な記録です。大切に保管しましょう。



第2章

～子育てしやすい環境をサポートします～

1. 子育て家庭への支援に関すること

【子育て家庭家賃補助金】

町内の子育て支援の充実と定住促進のために、民間賃貸住宅に居住し、住民登録をされている子育て家庭に対し、家賃の一部を町が補助する制度です。

1. 対象者（以下の要件を全て満たしている世帯）

- ①基準日（平成22年1月1日）以降に町内の民間賃貸住宅へ入居しており、6年生以下の子どもを養育する世帯、又は基準日以前より民間賃貸住宅に入居しており基準日以降新たに出生し養育している世帯
- ②助成を受けようとする民間賃貸住宅の所在地に住民登録があり、町内居住期間が1年以上経過している世帯
- ③本町において町税等の滞納がない世帯
- ④勤務先から家賃等に係る助成を受けていない世帯
- ⑤家賃等に係る生活保護等の公的給付を受けていない世帯
- ⑥最初に補助金交付決定を受けた民間賃貸住宅から転居していない世帯
（ただし、補助金交付決定を受けた民間賃貸住宅から期間を空けることなく継続して別の民間賃貸住宅へ転居した場合は、引き続き補助を受けることができます）

2. 補助内容

家賃から40,000円を差し引き1,000円未満の額を切捨てたものを支給します。

※ただし、月額10,000円を上限とします。

3. 補助期間

最初に交付申請があった月の翌月から36月

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業】

出産前後にサポートを受けることができずお困りの方や、心身の不調を抱えながら育児をされている方に対し、ヘルパーが家事や育児を支援します。

1. 対象者

世羅町に住所がある

- ・妊婦がいる世帯
- ・0歳から18歳未満の子どもがいる世帯

1. サービス内容

ヘルパーが訪問し、家事育児を支援します。

- ・居室の掃除、衣類の洗濯、食事の準備
- ・授乳の介助、おむつの交換、沐浴介助 等

※原則として、居宅内で、かつ利用者が在宅時に限り提供されるサービスです。

1. 利用料金

世帯区分	利用料金	
一般世帯	1回1時間につき300円	1人年間 20時間まで
町民税非課税世帯	1回1時間につき 0円	
生活保護世帯	1回1時間につき 0円	

※利用予定日の前日17時以降からキャンセル料が発生します。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

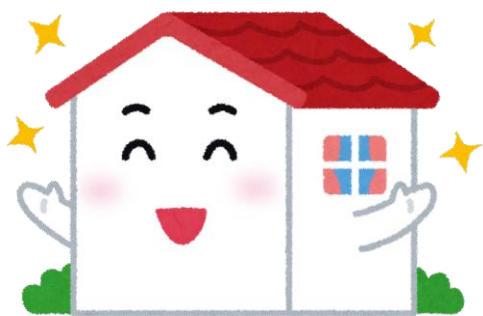
2. 在宅子育て支援・仲間づくり

【子育て支援センター】

地域の子育て家庭を支援する施設が子育て支援センターです。
子育て支援センターは、育児に関する相談や情報提供を行い、保育所等に通所していない子育て家庭を対象とした広場や様々な教室を開催しています。

名称	場所	電話
子育て支援センター めぐめぐ	世羅めぐみ認定こども園内	0847-25-5215

※甲山めぐみ認定こども園でも電話相談を随時しています。
☎0847-25-5621



【子育て広場】

子育て支援センターめぐめぐ及び子育て世代包括支援センターだっこでは、子育て広場を開催しています。母子手帳アプリ「せらっこ✿だっこ（母子モ）」で開催予定の確認ができます。



〈申込み・お問合せ先〉

広場名	場所	電話
子育て広場『めぐめぐ』	世羅めぐみ認定こども園内 甲山めぐみ認定こども園内 (出張広場：自治センターを活用)	0847-25-5215 (世羅めぐみ認定こども園)
子育て広場『だっこ』	世羅町児童すまいるセンター他 (出張広場：保育所・自治センター活用)	0847-25-0295 (子育て世代包括支援センターだっこ)

※場所等、変更する場合があります。母子手帳アプリ母子モに登録し、ご利用下さい。

【在宅子育てサポート事業】

在宅で子育てを行う保護者が、時間と気持ちにゆとりを持ち、笑顔で楽しく子育てができること、親子の絆を深めることを目的として、町内店舗を利用した費用又は商品を購入した費用のうち、15,000円分を助成するものです。

(申請：年1回 利用期限 令和6年3月末日)

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【子育て支援アプリ「せらっこ✿だっこ」】

子育て支援アプリ「せらっこ✿だっこ」は、スマートフォン・タブレット端末・PCに対応したサービスで、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供など、育児や仕事で忙しい保護者を助けてくれる便利な機能が充実しています。

育児日記として使用できる「できたよ記念日」や、母子健康手帳の「保護者の記録」を含む発達段階や子育てに関わる記念日を写真やメッセージと共に記録できるだけでなく、子どもの成長・発達の目安としての役割も備えています。

又、離れた地域に住む祖父母など家族との共有機能や、町が配信する地域情報をお知らせするなど、新たなコミュニケーションツールとしても活用が期待できます。だれもが安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりを目指し、子どもの健やかな成長に役立つ地域に根ざした情報配信サービスです。

《対象者》

子育て情報が必要な方なら、どなたでも利用できます。

《利用方法》

〈アプリ〉 AppStore、Google Play、で『母子モ』で探索
(対応OS: Android4.2以上、ios9.0以上)

〈Webブラウザ〉 <https://www.mchh.jp>にアクセス

※アプリをインストールした後、自治体登録にて世羅町を選定し登録。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

母子手帳アプリ（母子モ）
QRコードからも
アクセスできます ⇒



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

母子手帳アプリ

母子モ

せらっこ✿だっこ

『せらっこ✿だっこ』はこんな子育てのお悩みを解決するアプリです！

予防接種って
種類が多くて複雑！
もっと簡単にスケジュールを
立てられたらいいのに…



子どもの健診の日程や、
必要な手続きの情報を逃さず
知れたらいいのに…



子どもが遊べる施設って
どこにあるの？
子育てイベントって
いつやってるの？



日々の子どもの成長や、
一生に一度のイベントを
大切に記録したい！



【「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会～せらはぐ～】

世羅町で楽しい子育てを応援するボランティア組織です。世羅町で楽しく子育てをするための事業を企画・運営しています。（随時、会員募集）

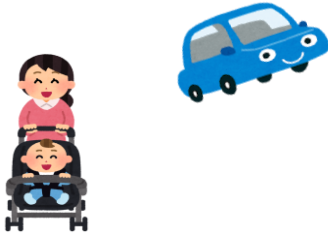
《活動内容》

	内 容
各種イベントなど	地域の方との協働や親子で楽しめる内容で子育て家庭やそれを取り巻く人を対象にした子育てイベントを企画、開催します。
子育て講座	子育てに関する講演や、子育て支援者と保護者が共に交流を図りながら学べる講座です。
たいたいマップ	世羅町在住の方々から寄せられた情報を共に、子育ての視点で作成した情報マップです。

〈お問合せ先〉

せらはぐ事務局
子育て支援課

☎0847-25-0295



3. 働く保護者のために

保育所・認定こども園とは、子ども・子育て支援法にもとづき、保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする特定教育・保育施設です。家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成し、子育て家庭の支援を行うことを保育内容としています。また、保育参観や自然体験、伝統文化体験などの行事を行っており、季節に合わせて下記のような行事も行っております。

<p>はる</p> <p>入園式 野菜の苗植え 春の遠足 草花摘み</p> 	<p>なつ</p> <p>虫歯予防デー 七夕のつどい 平和学習 フール遊び 泥んこ遊び</p> 	<p>あき</p> <p>運動会 お芋掘り 遠足 お月見</p> 	<p>ふゆ</p> <p>発表会 お餅つき お楽しみ会 節分 ひな祭り会 退所・卒園式</p> 
---	--	--	--

《町内保育所・認定こども園一覧》

施設名等		所在地	電話	保育時間 (月～土)	受入 年齢
いお保育所		伊尾1953番地1	0847 24-0777	7時30分 ～ 18時30 分	1歳～
にしおおた保育所		賀茂3132番地2	0847 27-0034	7時30分 ～ 18時30 分	1歳～
せらにし保育所		小国4495番地1	0847 37-1056	7時30分 ～ 18時30 分	1歳～
甲山めぐみ 認定こども園		小世良392番地1	0847 25-5621	7時30分 ～ 19時	3か月 ～
世羅めぐみ 認定こども園		本郷582番地1	0847 25-5215	7時30分 ～ 19時	3か月 ～
認定こども園 世羅幼稚園		本郷626番地1	0847 25-0316	7時30分 ～ 19時	3か月 ～

【保育所・認定こども園等の入所・入園の手続きについて】

町立保育所・認定こども園の利用を希望する場合には、町から「教育・保育の必要性に応じた認定」を受ける必要があります。

ただし、保育の利用を希望する場合は、保育を必要とする事由（入所要件）に該当することが必要です。なお、教育（従来の幼稚園等における教育）を希望される場合は、入所要件は必要ありません。

入所（園）の申込みや、町外の幼稚園・保育施設の利用についての詳細は、子育て支援課までお問合せください。

◇申込から支給認定・入所（園）が決まるまで

◇町立保育所・各認定こども園の5月以降の入所（園）の手続きについて

*申込期限 入所（園）希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで

*受付期間 入所（園）希望月の2か月前から随時受け付けます。

*受付場所 町立保育所・・・ 世羅町子育て支援課 ☎0847-25-0295

認定こども園・・・ 甲山めぐみ認定こども園 ☎0847-25-5621

世羅めぐみ認定こども園 ☎0847-25-5215

認定こども園世羅幼稚園 ☎0847-25-0316

町立保育所を 希望する場合

①町に認定申請・入所の申込みをします

②審査後、保育施設利用決定通知書
・支給認定証を保護者へ送付します

③保育所入所



認定こども園を 希望する場合

①町に認定申請の申込みをします

②町が認定申請を審査し、支給認定証を保護者へ
送付します

③支給認定証を持って園へ入園の申込みをします

④園が入園申込みの審査を行い、入園決定通知書を
保護者へ送付します

⑤認定こども園入園

ただし、認定こども園の利用を希望される場合は事前に園へ直接、空き状況を確認したのち子育て支援課で支給認定証の発行を受けてください。

【地域子ども・子育て支援事業】

保育所・認定こども園では多様化する保育ニーズに対応するため、通常保育のほかに次のような保育サービスを行っています。

	保育内容	実施施設
延長保育	保護者の就労などにより、必要な場合に通常の保育時間を超えて保育します。 (18時30分～19時まで)	甲山めぐみ認定こども園 世羅めぐみ認定こども園 認定こども園世羅幼稚園
乳児保育	3か月（産休・育休明け）から乳児をお預かりします。	甲山めぐみ認定こども園 世羅めぐみ認定こども園 認定こども園世羅幼稚園
病児保育 (体調不良児対応型)	在園児が保育中に、体調不良となった場合に看護師が一時的に専用スペースで保育します。	甲山めぐみ認定こども園 認定こども園世羅幼稚園
一時預かり	家庭で保育している保護者が病気の時や急用ができた時、リフレッシュしたい時などに、保育所・認定こども園で一時的にお子さんをお預かりします。 詳しくは22ページをご覧ください。	町内の保育所 認定こども園

【幼児教育・保育の無償化】

保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスまでの子どもを対象に利用料（保育料等）が無償化となりました。なお、3歳児以上児については副食費が必要となりました。
詳しくは、世羅町ホームページをご覧ください。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【放課後児童クラブ】

放課後児童クラブは、放課後や学校休業日などに、保護者が就労などにより家庭にいない児童（小学校1～6年生）を対象に、遊びや生活を通して子どもの健全育成指導を行う児童福祉施設です。

1. 入会の申込み 子育て支援課に直接お問合せください。

2. 開所日時

毎週月曜日～土曜日〔日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く〕

（平日）下校時間～18時30分〔学校が休みの時は8時～18時30分〕

3. 利用料（児童1人当り）

○通年利用者（平日の放課後と長期休業中の利用者）

5月・6月・9月・10月・11月・2月	月額3,000円
4月・7月・12月・1月・3月	月額4,000円
※長期休業中は利用しない場合	月額3,000円
8月	月額5,000円
※利用しない場合	0円

○長期休業中のみの利用者（春休み・夏休み・冬休みのみの利用者）

※利用がない月の利用料は必要ありません。

4月・7月・12月・1月・3月	月額1,500円
8月	月額5,000円

4. 利用対象児童

小学校1～6年生

5. 町内のクラブ一覧

小学校区	クラブ名	場 所	電 話
世羅小学校区	第1元気っ子クラブ （1年生～3年生）	世羅町児童ふれあいセンター （本郷889番地3）	0847 22-2630
	第2元気っ子クラブ （4年生～6年生）	世羅町児童すまいるセンター （本郷960番地4）	0847 22-1620
甲山小学校区	甲山のびっ子会 （1年生～6年生）	甲山小学校屋内運動場2階 （小世良67番地2）	0847 22-3793
せらひがし 小学校区	せらひがし放課後 児童クラブ （1年生～6年生）	世羅町中央自治センター （東上原388番地1）	0847 22-1500
せらにし 小学校区	あゆみ放課後児童クラブ （1年生～6年生）	くるみデイサービスセンター 敷地内（小国4495番地2）	0847 37-2178

4. 急用ができた時・リフレッシュしたい時

【園庭開放】

保育所・認定こども園では日時を決めて園庭や施設を開放し、家庭で子育て中の保護者や子ども達に遊び場を提供していますので、気軽に遊びにきてください。開放日は施設により異なりますので、保育所・認定こども園にお問合せの上、お越してください。

- ・保育所・認定こども園の電話番号は18ページに記載してあります。

【一時預かり】

保育所等を利用していない児童の保護者が病気の時や急用ができた時、リフレッシュしたい時などに、保育所・認定こども園で一時的にお子さんをお預かりします。

1. 利用方法：預けたい保育所・認定こども園に直接ご連絡ください。

（事前に申込みが必要）

2. 利用対象児童：小学校就学前の未入所児童

（原則、保育所等に入っていないお子さんが対象です）

3. 料金

	1日利用料 (4時間を超えて8時間まで)		半日利用料 (4時間まで)	
	町内居住	町外居住	町内居住	町外居住
3歳未満児	2,600円	5,200円	1,400円	2,800円
3歳以上児	1,000円	2,000円	600円	1,200円
生活保護法による被保護世帯	0円	-	0円	-
7時30分～8時30分までと 16時30分以降の1時間あたりの延長料金			450円	900円

【ファミリー・サポート・センター】

保護者が乳幼児・児童の保育ができないとき（仕事・保護者の病気・リフレッシュ・学校休業時等）に、一時的にお預かりします。また保育所、小学校と自宅間の送迎をします。

- ・受付時間：平日8時30分～17時30分
- ・利用方法：直接、社会福祉協議会に連絡し事前に相談、会員登録をしてください。
- ・対象児童：0歳（生後6か月）～小学6年生まで
- ・利用料金

曜日	利用時間	利用料金
月曜日～土曜日	7時30分～20時	700円／1時間（利用者負担金300円）
日曜日・祝日	7時30分～20時	800円／1時間（利用者負担金350円）

※原則として1回の利用は、4時間以内です。

※特別な事情の場合は、ご相談ください。

※年末年始は利用できません。

※提供会員との調整ができない時は、お断りする場合があります。

〈申込み・お問合せ先〉 世羅町社会福祉協議会
世羅町大字西上原426番地3 ☎0847-22-3162

【子育て短期支援事業】

子育てが家庭が、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するために、保護者の疾病やその他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に児童福祉施設で一定期間預かる事業で、次の二種類があります。

●短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が、疾病、疲労その他の身体・精神上の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間（原則7日以内）児童を預かる事業です。

●夜間養護事業（トワイライトステイ）

保護者が、仕事等で平日の夜間に不在となり、児童の養育が困難な場合、その他緊急の場合に、施設等で生活指導や食事の提供等を行う事業です。

5. 何でも相談してください

心配な時は一人で悩まず相談してみましよう。話を聞いてもらおうと気持ちが楽になり、解決につながる手がかりが見つかるかもしれません。前もって、相談したいことをメモしておくことで悩んでいることが整理できます。また、お子さんに関する今までの育ちの情報を持って行くと、相談時に役立ちます。

【育児相談】

保健師が計測や乳幼児期の子育てで不安や悩みなどの相談に応じています。

〈時間〉 毎月1回 10時～11時30分

〈場所〉 世羅保健福祉センター

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【子どもの個別心理相談】

幼児健診で発達面や行動面で支援の必要な子どもを対象に臨床心理士による発達相談を行います。

※相談は約1時間で予約が必要です。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【母子保健推進員】

町内では32人の母子保健推進員が、地域の子育てに関する身近な相談役として子育てを応援しています。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【民生委員・児童委員】

町内に69人の民生委員・児童委員がおります。

その中の、3人の主任児童委員が、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、町との連絡や学校等との連携、地域の組織との連携を図っています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、秘密は守られますので、担当する地区の委員に気軽にご相談ください。

〈お問合せ先〉 福祉課 ☎0847-25-0072



【不妊に関する相談窓口】

広島県不妊専門相談センター（☎082-870-5445）
専門の相談員（助産師）が電話・メール・fax・対面・
オンラインでの相談機関です。

治療の内容や経済的な支援のこと、
また不妊を心配されている方など、どなたでも相談が
できます。

また、セミナーや交流会も開催されています。



広島県の
相談機関と
病院の紹介
QRコード



広島県
不妊専門
相談センター
QRコード



【特定不妊治療費助成事業】

不妊治療を受けられている夫婦（事実婚を含む）に対して、体外受精又は顕微授精に併せて行われる先進医療などの治療費を一部負担します。

1. 対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- 世羅町に住所のある方
- 広島県の特定不妊治療支援事業の承認決定をされた方
- 町税等の滞納をしていない方

広島県
特定不妊治療
支援事業
QRコード



2. 助成の内容

特定不妊治療及び男性不妊治療の自己負担額の合計から、広島県特定不妊治療支援事業助成金を控除した金額（上限50,000円まで）

3. 助成回数

妻の年齢が40歳未満（初めて助成を受けた際の治療期間の初日の年齢）の時は通算6回まで

※40歳以上の場合は通算3回まで

【不妊検査費等助成事業】

不妊を心配する夫婦（事実婚を含む）が共に不妊検査・一般不妊治療を受けた場合に、その治療の一部を助成します。

1. 対象者（以下の要件を全て満たす方）

- 世羅町に住所のある方
- 夫婦ともに検査を実施された方
- 広島県の不妊検査費等助成事業において、
不妊検査費等助成の承認決定をされた方
- 検査・治療開始時の妻の年齢が35歳未満
- 町税等の滞納をしていない方

広島県
不妊検査費等
助成事業
QRコード



2. 助成の内容

夫婦がともに受けた不妊検査・一般不妊治療にかかる自己負担額の2分の1（1,000円未満切り捨て、上限50,000円）を助成します。

3. 助成回数

一組の夫婦につき、1回

〈お問合せ先〉 子育て支援課

☎0847-25-0295

【発達に関する相談窓口】

子どもの育ちに不安を感じたり、育児がうまくいかない、不安が解消されないと感じた時は、以下の相談機関に相談してみましょう。相談内容に合うものを選んで、直接電話してください。

機 関	相 談 内 容	電 話
子育て支援課 子育て世代包括支援センター だっこ	出産・育児についての心配ごと 子育てがしんどくてつい手が出て しまいそう… 子育ての相談をしたい… 町内の子育て情報を知りたい…など	0847-25- 0295
世羅町教育委員会 学校教育課	就学に関する相談 (学校での集団生活が心配…など)	0847-22- 0548
福祉課	障害児(者)に関する相談 (福祉サービスや手当など)	0847-25- 0072

【親子教室（ぐんぐん）】 対象年齢：おおむね3歳～就学前児童

コミュニケーションがとりにくい、集団生活になじみにくい、体の調整が難しいなど親子での遊びをとおして、のびのびとお子さんの心と体が育つように支援していく教室です。

〈時間〉 偶数月に1回 10時～11時（受付9時30分～）
〈場所〉 世羅保健福祉センター（世羅町大字本郷947番地）

【親子教室（ゆったり会）】 対象年齢：おおむね1歳6か月～3歳

コミュニケーションがとりにくい、集団生活になじみにくい、体の調整が難しいなど、親子での遊びをとおして、のびのびとお子さんの心と体が育つように支援していく教室です。

〈時間〉 奇数月に1回 10時～11時（受付9時30分～）
〈場所〉 世羅保健福祉センター（世羅町大字本郷947番地）

【親子教室（赤ちゃん教室）】 対象年齢：おおむね1歳まで

親子でのふれあい遊びやリズム遊びをとおして、ゆったりとのびのび成長していきけるように支援する教室です。

〈時間〉 毎月1回 10時～11時（受付9時30分～）
〈場所〉 世羅保健福祉センター（世羅町大字本郷947番地）

〈申込み・お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【サポートファイル】

保護者が子どもの特徴やこれまで受けてきた支援の内容を1冊のファイルに書きつづり、関係機関に提示することで、成長過程の理解をすすめ、一貫した支援を受けられるようにするものです。

〈お問合せ先〉 福祉課 ☎0847-25-0072

【児童発達支援事業・放課後等デイサービス】

発達に心配のある子どもや、障害のある子どもを対象に療育を行う事業所です。保護者の方と一緒に子どもの将来を考え、発達段階に合った関わりや必要な支援を行い、自主的な行動の芽生えを促します。

〈お問合せ先〉 福祉課 ☎0847-25-0072

【特別児童扶養手当】

1. 対象者

20歳未満で、身体・知的又は精神に重度又は中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方

2. 支給額・支給月（令和5年4月支給分から）

1級（重度障害児） 児童一人あたり月額円 53,700円

2級（中度障害児） 児童一人あたり月額円 35,760円

〈支給月〉 4月、8月、11月に、それぞれの前月分（11月は8月～11月分）までが支給されます。

※所得制限があります。

3. 手続きに必要なもの

該当事由や受給要件の違いによって提出書類が異なりますので、事前に福祉課までお問合せ、又はお越しください。

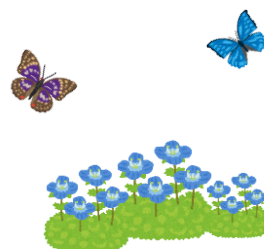
〈お問合せ先〉 福祉課 ☎0847-25-0072

【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳】

身体・知的・精神障害者を対象とした手帳です。

各種の援助支援制度があります。

〈お問合せ先〉 福祉課 ☎0847-25-0072



【就学に関する相談】

小学校就学が近づき、お子さんの教育の場に不安がある等悩まれている場合、できるだけ早く、通所（園）されている保育所・認定こども園等（未通所（園）のお子さんについては、子育て支援課）、教育委員会（学校教育課）又は、就学予定の小学校へ連絡をとり相談しましょう。

専門家や学校の意見を聴き、お子さんの適切な就学に取り組んでいきましょう。

・教育相談を、月4回実施しています。予約制です。

詳細については、教育委員会（学校教育課）へご連絡ください。

・手続きの時期は、必ずしも下の表に限るものではありません。

〈お問合せ先〉 教育委員会（学校教育課） ☎0847-22-0548

主な手続きの流れ	具体的な動き
<p>【5月～7月頃】</p> <p>◆就学に関して不安がある場合、在籍している保育所・認定こども園に相談しましょう。</p>	<p>学校を見学したり、学校に相談ができます。</p>
<p>【7月下旬～11月上旬】</p> <p>◆特別支援学級への入級や特別支援学校への就学を希望される場合、在籍している保育所・認定こども園等に相談しましょう。</p> <p>◆お子さんが保育所・認定こども園等へ通所（園）されていない場合は、子育て支援課又は教育委員会（学校教育課）等へご相談ください。</p>	<p>「教育相談資料」を提出していただき、お子さんが適切に学べる場について世羅町特別支援教育指導委員会で審議を行います。</p> <p>※「教育相談資料」の様式は、町内の保育所・認定こども園等又は教育委員会（学校教育課）にあります。</p> <p>※就学予定校と連携を図ります。</p>
<p>【10月～11月】</p> <p>◆就学時健康診断の受診 教育委員会（学校教育課）から、案内が届きます。</p>	<p>内科・歯科・視力聴力の検査を行います。</p>
<p>【1月】</p> <p>◆教育委員会（学校教育課）から就学時健康診断の結果を通知します。又、就学先決定通知を送付します。</p>	<p>お子さんの健康状態を把握していただき、入学後スムーズに学習ができるように助言します。</p>

【養育支援訪問事業】

子どもの養育に関して支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援を受けることが困難な家庭にヘルパー、保健師、保育士が訪問し必要な家事や子育ての相談などの、適切な支援を行います。

《対象家庭》

- ・望まない妊娠等により妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ・育児ストレス等により子育てに対して不安、孤立感を抱える家庭
- ・虐待のおそれ等養育上の問題を抱える家庭
- ・児童養護施設等の退所等のため、自立に向けた支援が必要な家庭
- ・将来的に、精神・運動・発達面等において支援を必要とする児童のいる家庭
- ・その他養育支援が必要であり、支援の効果が期待できると町長が認める家庭

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【児童虐待についての相談】

子どもをしかる行為が自分でも歯止めがきかなくなる前に専門機関に相談しましょう。相談機関を上手に使うって、心にゆとりを取り戻しましょう。



相談できる人がいない
ばれるのがこわくて相談できない。
そんな時は、
ここに電話してください。

「体罰」は国の法律で禁止されています。
「言うことをきかないから」「悪いことをしたから」
「しつけのため」など、どんな理由があっても子どもに
「体罰」を与えてはいけません。
「体罰」などを受けてつづけていると・・・
身体と心の成長や発達に悪い影響が出てしまうことが科学的にわかっています。

児童相談所虐待対応ダイヤル

いち はや く
189 お金は
かかりません
1日中いつでもつながります

ダイヤル 1 8 9 を押してから 通話ボタンを押すだけ

※一部のが電話からはつながりません

【子育てに関する相談窓口】

子育てについての悩みを聞き、答えてくれる電話相談です。

※専門分野別に次のような機関があり、それぞれの専門家が応じてくれます。

機 関	電 話	内 容	受付時間
子育て支援課	0847-25-0295	子育て全般に関する相談 (児童福祉・母子福祉・保育)	月～金曜日8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
教育委員会 学校教育課	090-3743-4673	教育相談所「高野塾」	火・金曜日9時30分～12時30分 (祝日・学校一斉閉庁時・年末年始を除く)
	0847-22-0548	心のふれあい相談	月～金曜日8時30分～17時15分 (祝日・学校一斉閉庁時・年末年始を除く)
臨床心理士による教育相談		月4回程度	
福祉課	0847-25-0072	障害福祉サービス・特別児童扶養手当・生活保護・DV等に関する相談	月～金曜日8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
世羅警察署	0847-22-0110	子どもへの虐待・DV等相談	24時間
広島県東部子ども 家庭センター	084-951-2340	子どもへの虐待に関する相談	月～金曜日9時～17時 (祝日・年末年始を除く)
児童家庭支援 センターまごころ	0848-24-0556	子育てについての相談・子どもの悩み についての相談等	月～土曜日9時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)
児童家庭支援セ ンターこぶし	084-999-9065	子育てについての相談・子どもの悩み についての相談等	月～土曜日9時～18時 (日用・祝日 電話相談可)
いじめ110番	082-242-2110	いじめの問題についての相談	24時間
広島中毒119番	0120-279-119	医薬品、農薬、タバコ等の誤飲・誤 食時の応急処置についての相談	月～金曜日9時～17時 (祝日・益休み・年末年始除く)
小児救急医療 相談電話	082-505-1399 又は#8000	小児科医師や看護師による子どもの 急病などの救急医療相談	毎日19時～翌朝8時

6. ひとり親になったら

【ひとり親家庭等医療費支給制度】

ひとり親家庭等医療費支給制度とは、ひとり親家庭の父又は母及び児童の医療費の一部を支給することにより、健康の向上と生活の安定を図ることを目的とした制度です。

1. 受給資格者

- 世羅町に住所を有し、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養しているひとり親の方、養育者、及びその児童
- 所得税非課税世帯であること（同一敷地内の世帯を含みます。）

2. 一部負担金

（入院外の場合）

- 医療機関等ごとに1日500円
（医療機関等ごとに月4回を限度とし、5回目からは負担なし）
※同一の医療機関で歯科診療と歯科診療以外の診療が行われた場合は、それぞれの医療機関での診療とみなします。
※保険薬局（院外処方）で薬剤の支給を受ける場合、及び補装具代については、一部負担金はありません。（ただし、補装具代については手続きが必要です。）

（入院の場合）

- 医療機関ごとに1日500円
（医療機関ごとに月14日を限度とし、15日目からは負担なし）
※同一の医療機関で歯科の入院と歯科以外の入院が行われた場合は、それぞれの医療機関での入院とみなします。

3. 申請に必要なものと受付窓口

〈ひとり親になった日、転入した日から14日以内に手続きを〉

必要な物	受付窓口
<ul style="list-style-type: none">• 受給資格申請書• 対象児及び保護者（養育者）の保険証• 申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの	世羅保健福祉センター （健康保険課）

※申請日の1月1日時点で保護者（養育者）の住民票が世羅町にない場合、

「住民税課税台帳記載事項証明書」が必要な場合があります。

※転居や転出、加入保険を変更された場合も届出をお願いします。

※せらにし支所では手続きができませんのでご注意ください。

〈お問合せ先〉

健康保険課

☎0847-25-0134



【児童扶養手当】

児童扶養手当とは、離別、死別などにより父親、母親がいない、又は父親、母親が一定の障害の状態にある家庭の児童の母親等に手当を支給することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1. 支給対象者

町内に居住し、次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で一定の障害にある者）を養育している父母、又は父母に代わって児童を養育している方。いずれの場合も町内に居住していれば国籍は問いません。

- ・父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ・父又は母の生死が1年以上明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

2. 手当額（令和5年4月分から）

区 分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額44,140円	所得に応じて、月額44,130円～10,410円
児童2人のとき	手当月額に10,420円加算	所得に応じて手当月額に10,410円～5,210円を加算
児童3人以上のとき	手当月額に6,250円加算	所得に応じて手当月額に6,240円～3,130円を加算

◇支払い時期 年6回
※所得制限があります。

3. 手続きの方法

該当事由や受給要件の違いによって提出書類が異なりますので、事前に子育て支援課（☎0847-25-0295）までお問合せ、又はお越しください。
※せらにし支所では手続きできませんのでご注意ください。

4. 児童扶養手当一部支給停止措置について

受給資格者が、手当を受けてから5年以上経過するなどし、障害や疾患等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就労意欲が見られない人は、手当の2分の1が減額されます。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【保育料の軽減（3歳未満児）】

前年の年収が360万円未満相当のひとり親世帯では、保育料の負担額が軽減されます。
〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【自立支援教育訓練給付金事業】

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を身につけるための教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部を助成します。（過去に教育訓練給付金を受けていないこと）
（対象講座）

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・就労に結びつく可能性の高い講座として厚生労働省が定める講座
- （例）介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）

（支給額）

対象講座の入学金及び受講料の6割で、20万円が限度です。

※支給を受けるには受講の前に事前相談が必要です。

【母子・父子・寡婦福祉資金貸付金】

母子家庭・父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金を無利子又は低利で貸付を行っています。

（対象者）

- ・母子家庭の母
- ・父子家庭の父
- ・寡婦
- ・父母のいない児童

（貸付金の種類）

- ・就職支度資金
- ・技能習得資金
- ・就学資金
- ・就学支度資金
- ・結婚資金
- ・事業開始資金
- ・事業継続資金
- ・医療介護資金
- ・生活資金
- ・住宅資金
- ・転宅資金

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



【高等職業訓練促進給付金事業】

母子家庭の母及び父子家庭の父が専門的な資格を取得するために必要な1年以上のカリキュラムを受講する場合、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。（過去に高等技能訓練促進費を受けていないこと）

（対象資格）

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師（支給額及び対象期間）

月額70,500円（市町村民税非課税世帯は月100,000円）

受講期間の全期間が支給対象になります。（最長4年）

就学期間の12月は、金額が増額されます。

※支給を受けるには、受講の前に事前相談が必要です。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

ひとり親家庭の親及びその子どもが高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給します。

（対象講座）

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信講座を含む。）

※高校卒業者など大学入学資格を取得している場合は対象外

（支給額）

- ・受講修了時給付金：受講費用の5割（上限100,000万円）
- ・合格時給付金：受講費用の2割（上限50,000万円）

※支給を受けるには、受講の前に事前相談が必要です。

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295

【ひとり親家庭日常生活支援事業】

ひとり親家庭が修学や疾病などにより一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合等に生活を支援する者（ヘルパー等）を派遣し、必要な家事や子育て支援を行い、生活の安定を図ります。

（利用者負担金）

1時間300円（所得に応じて免除等になる場合あり）

〈お問合せ先〉 子育て支援課 ☎0847-25-0295



7. 町内小学校・中学校の紹介

《町内小学校一覧》

学校名		所在地	電話	FAX
甲山小学校		小世良 69番地1	0847 22-0058	0847 22-2997
せらひがし小学校		川尻 1987番地2	0847 22-1367	0847 22-3076
世羅小学校		本郷 891番地1	0847 22-0012	0847 22-1103
せらにし小学校		小国 4682番地	0847 37-1019	0847 37-7118

《町内中学校一覧》

学校名		所在地	電話	FAX
甲山中学校		西上原 1469番地1	0847 22-0037	0847 22-2049
世羅中学校		寺町 961番地2	0847 22-2323	0847 22-2324
世羅西中学校		黒川 10144番地4	0847 37-1122	0847 37-1029

【就学援助費】

経済的理由により、就学困難な児童及び生徒の保護者に対して学校での経費を援助する制度です。

●援助を受けられる方：次のいずれかに該当される方

区分	申請理由
1	生活保護を受けておられる方
2	生活保護が停止又は廃止になった方
3	町民税が非課税の方
	町民税が減免された方
	固定資産税が減免された方（家屋新築による減額とは異なります。）
4	国民年金保険料が免除された方
5	国民年金保険料が減免又は徴収猶予された方
6	児童扶養手当を受けておられる方
7	経済的に就学困難な状況、特別な理由

●申請方法

援助を希望される方は、各学校に申請書がありますので、ご記入いただき、必要書類を添えて学校へ提出してください。申請は、年度ごとです。

●決定について

申請内容を教育委員会（学校教育課）で審査して決定します。保護者への通知は、学校長を通じて行います。

●受けられる援助

学用品費等・新入学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費
医療費（条件あり）

〈お問合せ先〉 教育委員会（学校教育課） ☎0847-22-0548
又は、町内各学校

【就学奨励費】

特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者に対して、学校での経費を援助する制度です。

●援助を受けられる方

生活保護法による世帯1か月の収入合計額を需要合計額で割った値が2.5未満の家庭で、特別支援学級に在籍する児童・生徒を養育する保護者

●申込み方法

援助を希望される方は、各学校に申請書がありますので、ご記入いただき学校へ提出してください。申請は、年度ごとです。

●決定について

申請書、収入額・需要額算定書をもとに教育委員会で決定します。
保護者への通知は、学校長を通じて行います。

●受けられる援助

学用品費等・新入学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費

〈お問合せ先〉 教育委員会（学校教育課） ☎0847-22-0548
又は、町内各学校

8. まなびの場

【図書館】 (<https://lib.town.sera.hiroshima.jp>)

《世羅町世羅図書館》



- 所在地 〒722-1111 世羅町大字寺町1158番地3（せら文化センター内）
☎0847-22-1022 FAX0847-22-2766
- 開館時間 10時～18時
- 休館日 毎週木曜日、年末年始（12/29～1/3）
- 利用料金 無料

《世羅町甲山図書館》



- 所在地 〒722-1121 世羅町大字西上原123番地3
☎0847-22-4515 FAX0847-22-4515
- 開館時間 10時～18時
- 休館日 毎週水曜日、年末年始（12/29～1/3）
- 利用料金 無料



《世羅町せらにし図書館》



- 所在地 〒722-1701 世羅町大字小国3381番地
(せらにしタウンセンター内)
☎0847-37-2511 FAX0847-37-7200
- 開館時間 10時～18時
- 休館日 毎週火曜日、年末年始(12/29～1/3)
- 利用料金 無料

【ブックスタート事業】

赤ちゃんと保護者が絵本を読みながら、心触れ合うひとときを持つきっかけづくりとして、絵本をプレゼントしています。

図書館司書が乳児健診(10か月)時に絵本をお持ちし、その場で選んでいただいた1冊をお渡しします。

【セカンドブック事業】

継続的に本にふれる、親しんでもらうことを目的として、町内の小学1年生に絵本をプレゼントしています。

学校を通じて案内を行い、選書リストの中から希望する本を選んでいただき、後日学校で直接児童にお渡しします。

〈お問合せ先〉 教育委員会 社会教育課 ☎0847-22-4411



【スポーツ・教室】

《世羅町スポーツ少年団》

世羅町スポーツ少年団では、以下の競技団体が活動しています。

種 目	団 名		入団対象
軟 式 野 球	世羅西ウイングス		小学生
	世羅エンゼルス		小学生
バ ー レ ー	せらにしバレーボール		小学生
	世羅V.C		小学生・中学生
剣 道	世 羅 郡 会 若 竹 会	世羅西若竹会	小学生・中学生
		甲山若竹会	
		中央若竹会	
サ ッ カ ー	世 羅 サ ッ カ ー ク ラ ブ	大田JSC	小学生
		世羅東サッカークラブ	
		甲山JFC	
		せらにしバルセラナ	小学生・中学生
	Eagles F.C.	幼児～小学生	
空 手 道	世羅空手道		幼児～中学生
バ ス ケ ッ ト	世羅ミニバスケットボールクラブ		小学生

〈お問合せ先〉

教育委員会 社会教育課 世羅町スポーツ少年団本部事務局 ☎0847-22-4411

《せらスポーツクラブ》

せらスポーツクラブでは、子どもたちを対象に以下の競技種目を行っています。

種 目	対 象
サッカー	小学生・中学生
陸 上	小学生・中学生



この他にも、大人と一緒に活動できる、

・バドミントン ・卓球（ラージ球） ・ビーチボールバレー ・ソフトバレー
といった種目もあります。興味のある方は事務局までお問合せください。

〈お問合せ先〉

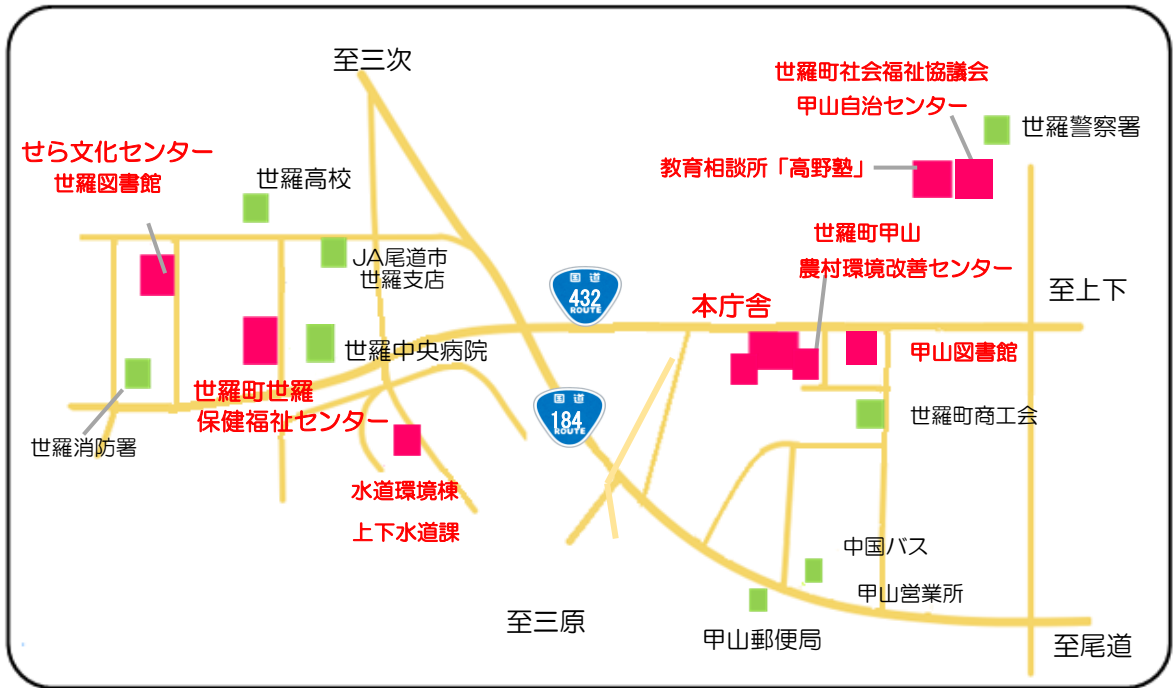
せらにしタウンセンター内 せらスポーツクラブ事務局 ☎0847-37-2115

資料編

【各申請手続き一覧】

申請内容	申請・届出先	場 所
妊娠届・母子健康手帳交付	子育て支援課	世羅保健福祉センター
思いやり駐車場利用証交付	福祉課・子育て支援課	世羅保健福祉センター
	生活課	せらにし支所
出生届	町民課町民係	本庁
	生活課	せらにし支所
乳幼児医療費支給制度 児童医療費支給制度	健康保険課	世羅保健福祉センター
	生活課（受付のみ）	せらにし支所
児童手当	子育て支援課	世羅保健福祉センター
	生活課（受付のみ）	せらにし支所
予防接種	子育て支援課	世羅保健福祉センター
未熟児養育医療制度	子育て支援課	世羅保健福祉センター
保育所・認定こども園の利用	子育て支援課	世羅保健福祉センター
一時預かり	子育て支援課	世羅保健福祉センター
	各保育所・認定こども園	各保育所・認定こども園
放課後児童クラブ	子育て支援課	世羅保健福祉センター
子育て家庭家賃補助金	子育て支援課	世羅保健福祉センター
不妊治療助成事業	子育て支援課	世羅保健福祉センター
養育支援訪問事業	子育て支援課	世羅保健福祉センター
子育て短期支援事業	子育て支援課	世羅保健福祉センター
ひとり親家庭等医療費支給制度	健康保険課	世羅保健福祉センター
児童扶養手当	子育て支援課	世羅保健福祉センター
特別児童扶養手当	福祉課	世羅保健福祉センター
身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉課	世羅保健福祉センター
	生活課	せらにし支所
ファミリー・サポート・センター	社会福祉協議会（本所）	甲山自治センター
チャイルドシート貸出事業	社会福祉協議会（本所）	甲山自治センター
	社会福祉協議会（世羅西支所）	せらにし支所
就学援助費 就学奨励費	各小・中学校	各小・中学校
	学校教育課	せら文化センター
子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業 出産・子育て応援交付金	子育て支援課	世羅保健福祉センター

【所在地】



【役場各課一覧】

課名	電話	FAX	Eメール
総務課	0847-22-1111	0847-22-2768	soumu@town.sera.hiroshima.jp
財政課	0847-22-1115		zaisei@town.sera.hiroshima.jp
企画課	0847-22-3206		kikaku@town.sera.hiroshima.jp
税務課	0847-22-5300		zeimu@town.sera.hiroshima.jp
町民課	0847-22-5302		choumin@town.sera.hiroshima.jp
子育て支援課	0847-25-0295	0847-25-0070	kosodate@town.sera.hiroshima.jp
健康保険課	0847-25-0134		kenkouhoken@town.sera.hiroshima.jp
福祉課	0847-25-0072		fukushi@town.sera.hiroshima.jp
産業振興課	0847-22-5304	0847-22-4566	sangyoushinkou@town.sera.hiroshima.jp
商工観光課	0847-22-3216	0847-22-2768	shoukougankou@town.sera.hiroshima.jp
建設課	0847-22-5309	0847-22-5921	kensetsu@town.sera.hiroshima.jp
上下水道課	0847-22-0533	0847-22-0653	suidou@town.sera.hiroshima.jp
会計課	0847-22-1116	0847-22-2768	kaikei@town.sera.hiroshima.jp
せらにし支所 生活課	0847-37-2111	0847-37-2368	shisyo@town.sera.hiroshima.jp
教育委員会 学校教育課	0847-22-0548	0847-22-2766	gakkou@town.sera.hiroshima.jp
教育委員会 社会教育課	0847-22-4411		syakaikyoiku@town.sera.hiroshima.jp
せらにしタウン センター	0847-37-2115	0847-37-7200	towncenter@town.sera.hirosima.jp

【町内小学校・中学校一覧】

学校名	電話	FAX	Eメール
甲山小学校	0847-22-0058	0847-22-2997	kouzan-es@edu.town.sera.hiroshima.jp
せらひがし小学校	0847-22-1367	0847-22-3076	serahigashi-es@edu.town.sera.hiroshima.jp
世羅小学校	0847-22-0012	0847-22-1103	sera-es@edu.town.sera.hiroshima.jp
せらにし小学校	0847-37-1019	0847-37-7118	seranishi-es@edu.town.sera.hiroshima.jp
甲山中学校	0847-22-0037	0847-22-2049	kouzan-jhs@edu.town.sera.hiroshima.jp
世羅中学校	0847-22-2323	0847-22-2324	sera-jhs@edu.town.sera.hiroshima.jp
世羅西中学校	0847-37-1122	0847-37-1029	seranishi-jhs@edu.town.sera.hiroshima.jp

【医療機関一覧（町内）】

受付時間等変更している場合がありますので、事前に医療機関に確認をしてください。

医療機関名	住所	電話番号	診療科目
公立世羅中央病院	本郷918番地3	0847-22-1127	内科・脳神経内科・血液内科・小児科・外科・消化器外科・呼吸器外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・矯正歯科
	受付時間 8:30～11:30※診療科によって曜日、時間が異なりますので、事前にご確認ください。		
うらべ医院	本郷614番地1	0847-25-0116	内科・消化器内科・循環器内科・人工透析内科
	受付時間 8:30～12:00/17:00～18:30（月～金） 8:30～12:00（土）		
岸医院	小国4513番地1	0847-37-2222	内科・外科
	診察時間 9:00～12:00/15:00～18:00（月・火・木・金・土） 9:00～12:00（水）		
瀬尾医院	本郷825番地1	0847-22-1148	内科・小児科・整形外科
	受付時間 8:00～12:00/14:00～17:00（月・火・水・金・土） 8:00～12:00（木） 8:00～12:00（第1土）		
森岡医院	西上原482番地13	0847-22-3110	内科・外科・胃腸科・肛門科
	受付時間 9:00～11:45/15:00～17:45（月・火・水・金） 9:00～11:45（木・土）		
正覚クリニック	安田6番地2	0847-25-2251	内科・外科
	受付時間 8:30～12:00（木・土） 8:30～12:00/15:00～18:00（月・火・水・金）		
さともとクリニック	寺町1557番地2	0847-22-0222	内科・外科・胃腸内科・肛門外科
	受付時間 9:00～12:15（水・土） 9:00～12:15/15:00～17:45（月・火・木・金）		
谷川歯科医院	本郷30番地7	0847-22-5222	歯科
	診療時間 9:00～12:30/14:30～18:30（月・火・水・金） 9:00～12:30（木・土）		
正田歯科医院	西上原90番地2	0847-22-3530	歯科
	診療時間 9:00～12:30/15:00～18:30（月・火・水・金） 9:00～12:30（木・土）		
橋本歯科医院	本郷867番地6	0847-22-3356	歯科
	受付時間 9:00～13:00/14:30～18:00（月・火・水・金） 9:00～13:00（木・土）		
みやもと歯科医院	小国3319番地4	0847-37-2218	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
	診療時間 9:00～12:30/14:00～18:00（月・火・水・金） 9:00～12:30（木） 9:00～12:30/14:00～17:00（土）		
平岡歯科医院	寺町1221番地1	0847-25-0418	歯科
	診療時間 8:00～12:00/13:00～17:15（月・火・水・木・金）		
藤原眼科	本郷1028番地	0847-22-0077	眼科
	受付時間 8:30～11:30（水・土） 8:30～11:30/15:00～17:00（月・火・木・金）		

【項目索引】

※ お問い合わせは各ページに記載してある電話番号をお願いします。

項目 (50音順)		P	項目 (50音順)		P	
あ	赤ちゃんの健康管理	8	せ	セカンドブック事業	36	
	育児相談	23		「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会~せらはぐ~	17	
い	一時預かり	20	22	だ	だっこ*赤ちゃんカレンダー	表紙裏面
	医療機関一覧	42	ち	チャイルドシート貸出事業	10	
え	延長保育	20	と	地域こども・子育て支援事業	20	
	園庭開放	22		町内学校一覧	33	
お	思いやり駐車場利用証交付制度	4	と	特別児童扶養手当	26	
	親子教室(ぐんぐん、ゆったり会、赤ちゃん教室)	25		図書館	35	
か	各申請手続き一覧	39	に	乳児保育	20	
け	健診事後相談	9	に	乳幼児医療費支給制度	7	
こ	高等職業訓練促進給付金事業	32		乳幼児健康診査	9	
	子育て家庭家賃補助金	13	妊娠届出	4		
	子育て支援センター	14	妊娠中の健康診査	4		
	子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業	13				
	子育て短期支援事業	23				
	子育て支援アプリ「せらっこ*だっこ」	16	は	発達に関する相談窓口	24	
	子育て世代包括支援センターだっこ	1	ひ	ひとり親家庭等医療費支給制度	29	
	子育て広場	15		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	32	
	子どもに関する相談窓口	28		ひとり親家庭日常生活支援事業	32	
	こんには赤ちゃん訪問事業	8	ふ	ファミリー・サポート・センター	22	
さ	サポートファイル	26			不妊治療費助成事業・不妊検査費等助成事業	24
	産婦健診	8	ほ	保育所・認定こども園一覧(町内)	18	
産後ケア	9	保育所・認定こども園の入所・入園の手続き		19		
	在宅子育てサポート事業	15		保育料の軽減(ひとり親世帯)	31	
し	就学援助金・就学奨励費	34		放課後児童クラブ	21	
	就学に関する相談	27		母子健康手帳	4	
	出産育児一時金	7		母子保健推進員	23	
	出生届・児童手当	5		母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	31	
	小学校一覧	33		ほんわかマッサージ	9	
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	26	ま	マタニティ教室	4	
	児童医療費支給制度	7	み	未熟児養育医療制度	7	
	児童虐待についての相談	28		民生委員・児童委員	23	
	出産祝金支給事業(はぴはぴ祝金)	6	も	もくじ	2	
	出産・子育て応援交付金	6	や	役場各課一覧	41	
	児童発達支援事業	26	よ	養育支援訪問事業	27	
	放課後等デイサービス			幼児教育・保育の無償化	20	
	児童扶養手当	30		予防接種	11	
	自立支援教育訓練給付金事業	31	り	離乳食教室	10	
	助産師なんでも相談	8				
す	スポーツ・教室	37				

世羅町
子育て世代包括支援センターだっこ
(子育て支援課)



〒722-1192

世羅郡世羅町大字本郷947番地

世羅町保健福祉センター内

☎ 0847-25-0295

FAX 0847-25-0070

Mail : kosodate@town.sera.hiroshima.jp

ホームページ : <http://www.town.sera.hiroshima.jp/>

世羅町子育て応援サイトも
ご利用下さい。

